

## 別表十七（二の三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3（対象純支払等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人が令和4年改正前の措置法第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「超過利子額5」は、次によります。
  - (1) その事業年度が措置法第66条の5の3第3項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表十七（二の三）付表「3」の金額を記載します。
  - (2) その事業年度が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の5の3第4項に規定する承認の取消し等の場合又は令和2年改正法附則第125条第1項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了日の翌日を

- 含む事業年度である場合 ((1)に該当する場合を除きます。) には、これらの規定によりその法人の超過利子額（措置法第66条の5の3第1項に規定する超過利子額をいいます。以下同じです。）とみなされる令和2年旧措置法第68条の89の3第6項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する連結超過利子個別帰属額を記載します。
- (3) その事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、令和2年旧措置法第66条の5の3第7項又は令和2年改正法附則第125条第4項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
  - 3 「対象事業年度11」は、その法人の措置法令第39条の13の3第2項（対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する対象事業年度を記載します。